

令和8年度 社会教育関係団体 講師謝礼助成制度



品川区内の団体やサークルの活動を応援します！

品川区の「社会教育関係団体」の自主的な活動を充実・発展させるために、学習会の講師に支払う謝礼の一部（1団体上限1万円）を区が皆さんの代わりに講師の方へ直接お支払いします。普段の活動を充実させることはもちろんのこと、発表会の開催や、特別講師を招いての学習会など、特別な企画を行う際にぜひご活用ください。

★助成内容

1 団体あたり上限1万円までを助成します（募集：35団体）

※学習計画の内容や本制度の利用回数などを審査し、区が決定します

※講師謝礼金は源泉徴収後の金額を講師に直接お支払いいたします

※マイナンバー法の施行により、講師の方のマイナンバーの提供が必要となります

★対象団体の要件

黄色のカードです

1. 令和8年3月31日までに「品川区社会教育関係団体」の承認を受け、申請時に有効な登録期間内にある団体
2. 活動が自主的に運営され、日頃から継続して活動（文化・芸術・スポーツ等）を行っている団体
3. 令和8年度に、品川区や東京都・公共団体などから助成や委託事業を受けていない団体
4. 会員以外の講師を招いて学習会を計画的に行える団体
5. 講師の選定と交渉、会場確保が行える団体
6. 学習会を品川区内で実施する団体

★学習会開催の条件

1. 令和8年7月1日(水)から令和9年2月28日(日)までに、学習会を実施すること
2. 区民および在勤・在学者の見学や体験希望者があれば参加費無料で受け入れること
3. 区内の各施設を使用すること
4. 会場は「社会教育関係団体」として使用すること
5. 2時間以上の学習会を開催すること
6. 営利、政治または宗教の活動に関する学習内容ではないこと

※zoomなどのオンライン開催を計画している団体は、文化観光戦略課にご連絡をお願いします。

★ 手続きの流れ

申請書提出（※提出期限を過ぎての受付はできません）

5月15日（金）（消印有効）までに、「社会教育関係団体講師謝礼助成申請書」に必要事項を記入して、電子申請または下記の施設に提出してください。

【提出場所（窓口受付のみ、郵送不可）】

各文化センター（五反田・荏原・旗の台・東品川・南大井）

【提出場所（窓口または郵送）】

品川区役所 文化観光戦略課



申請書を審査

締め切り後、区で書類審査し、承認・不承認団体を決定します。



結果の通知

結果の通知は6月中旬頃に郵送します。

承認された団体には、結果の通知とともに報告書等の書類も郵送します。



学習会の開催

計画書通りに学習会を開催してください。

日程等を変更する場合は、必ず事業計画変更申請書を提出してください。

※事業計画変更申請書は結果の通知とともに郵送します。



報告書提出

学習会終了後、14日以内に報告書を文化観光戦略課文化観光戦略担当に提出してください。



講師謝礼金支払

講師名義の銀行口座に振込みます。（着金までに3週間～1カ月を要します）

★ 申し込み ★
提出期限：5月15日（金）【消印有効】

<申請書の配布および提出先>

※文化観光戦略課 文化観光戦略担当（品川区役所 第二庁舎6階）

※各文化センター（五反田・荏原・旗の台・東品川・南大井）

電子申請
はこちら



【問い合わせ先】 品川区文化観光スポーツ振興部 文化観光戦略課 文化観光戦略担当

〒140-8715 広町2-1-36

☎5742-6836 FAX5742-6893